

# 都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施要領

平成 20 年 4 月 1 日 20 産労農振第 189 号  
一部改正 平成 21 年 7 月 27 日 21 産労農振第 489 号

## 第 1 目 的

都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付 20 産労農振第 188 号、以下「実施要綱」という。）に基づく本事業の実施に必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的とする。

## 第 2 事業の実施方針

本事業は、都市の貴重な農地を保全するため、農業・農地の多面的機能について地域住民と農業者の相互理解を促進するとともに、地域住民、農業者、行政などが一体となって「都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン（以下、まちづくりプランという。）」を作成し、その実現をめざすものとする。

## 第 3 対象地域

事業を実施する区市の、全域及び一部を対象とすることができる。

## 第 4 区市が実施する事業の内容

- 1 事業を実施する区市は、実施要綱第 2 の目標を達成するために以下の事業を実施するものとする。
  - (1) 地区推進協議会の設置及び運営  
区市は、学識経験者、地域住民、農業者等で構成する地区推進協議会を設置し、地域における農業・農地のもつ多面的機能、地域の合意形成及びまちづくりプラン作成等についての検討を行うものとする。
  - (2) 地域における農業・農地のもつ多面的機能の理解促進  
地域における農業・農地の果たす役割を紹介し、座談会等の開催、広報活動やイベントなどの取組を通じて、地域住民と農業者の相互理解を促進するものとする。
  - (3) まちづくりプランの作成  
まちづくりプランには、次に掲げる事項について記載する。
    - ① 地域におけるまちづくりの課題と基本的方向
    - ② 地域の農業のあり方
    - ③ まちづくりにおける、農業・農地の様々な機能の活かし方
    - ④ 農地の利用計画とその実現に向けた方策
    - ⑤ 農業者と地域住民等の連携の仕組み
    - ⑥ その他、必要な事項
- 2 助成の対象となる事業内容、採択基準等は別表 1 に掲げるとおりとする。

## 第5 都が実施する事業の内容

- 1 要綱第6の1に定める都民の暮らしが潤う東京農業推進協議会を設置し、事業の推進について意見を聞くとともに、区市が設置する地区推進協議会に対する助言・指導を行うものとする。
- 2 要綱第6の2に基づき、別表2に掲げる委員で構成する都民の暮らしが潤う東京農業推進委員会（以下、「都委員会」という。）を設置し、区市に対する推進指導を行う。

## 第6 区市の事業の実施手続

### 1 実施計画の作成

事業を実施する区市は、別記様式1号により次に掲げる事項を記載した都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

- ① 農地保全に関する基本的な考え方
- ② 地域における農業及び農地の現状と課題
- ③ まちづくりプランの対象地域と考え方
- ④ 区市が実施する事業の目標
- ⑤ 区市が実施する事業実施体制
- ⑥ 区市が実施する事業の計画内容
- ⑦ 経費内容
- ⑧ その他、必要な事項

### 2 実施計画の認定申請

前項の実施計画の認定申請は、別記様式2号によるものとする。

### 3 実施計画の認定

知事は、区市から提出された実施計画について、都委員会の意見を聞いて認定するものとし、区市の長にその旨を通知するものとする。

## 第7 実施期間

本事業の実施期間は、単年度で完了することとする。

## 第8 助成

実施要綱第7に基づく助成措置については、別に定める都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業補助金交付要綱の定めるところによる。

## 第9 事業実施状況の報告

区市の長は、本事業の終了後、当該事業の実施状況について、別記様式3号により、5月末日までに、知事に対して報告するものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

別表1 事業内容及び採択基準等

事業内容	対象経費	採択基準	補助額
地区協議会設置及び運営	学識経験者、地域住民、農業者等で構成する地区推進協議会を設置し、地域における農業・農地の多面的機能についての評価、地域の合意形成の確立及びまちづくりプラン作成などについての検討を行うための経費	(1) 実施要領第3の事業を実施するために必要な経費と認められるもの  (2) 1地区の事業費は、原則として200万円以上とする	1地区100万円の定額とする。  ただし、事業費が200万円以下の場合には、事業費の2分の1以内とする。
地域における農業・農地の多面的機能の理解促進	農業・農地の多面的機能について、地域住民と農業者の相互理解を促進するための取組に要する経費		
まちづくりプラン作成	まちづくりプランの作成に要する経費		

別表2 都民の暮らしが潤う東京農業推進委員会委員

所 属 職			備 考
産業労働局	農林水産部	農業振興課長 農業基盤整備担当課長	会 長
	農業振興事務所	農務課長	
	同	中央農業改良普及センター所長	
	同	西多摩農業改良普及センター所長	
	同	南多摩農業改良普及センター所長	
産業労働局	農林水産部	農業振興課企画調整係	事務局 事務局
	農業振興事務所	農務課農政係	

別記様式1号(第6の1関係)

年度

都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施計画書

区市名

年 月

1 農地保全に関する基本的な考え方

(区市における長期計画や農業または産業に関する基本方針を踏まえ、今後のまちづくりと農地保全のあり方について記載する。)

2 地域における農業及び農地の現状と課題

(区内の農業及び農地の現状と、農業・農地の多面的機能の発揮や農地保全に関する課題を記載する。)

3 都市と農業が共生するまちづくりプラン（以下、「まちづくりプラン」という。）の対象地域

(区市全域あるいは対象とする地域の名称・範囲)

4 事業の目標

事項	目標	目標年度
(農地保全を図る取組)	(区市が独自に設定する目標)	(目標達成を目指している年度)

5 事業の実施体制

(区内部だけでなく、民間団体、自治会、農家団体などの関係や役割についてもわかるよう記載する。)

6 事業計画

区分	時期	事業規模	内容	備考
地区推進協議会の設置及び運営				
地域における農業・農地の多面的機能の理解促進				
まちづくりプランの作成				

## 7 経費

区 分	事業費	都 費	区市費
地区推進協議会の設置及び運営	千円	千円	千円
地域における農業・農地の多面的機能の理解促進	千円	千円	千円
まちづくりプランの作成	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

## 8 まちづくりプランの実現に向けた取組方針

(まちづくりプラン作成後の事業導入や取組の継続について、区市が取り組むための方針を記載する。)



別記様式2号(第6の2関係)

番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区市長 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施計画認定申請書

年度において、都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施要綱第5の2に基づき、  
推進事業実施計画書の認定を申請します。

別記様式 3 号(第 9 関係)

番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区市長 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施状況報告書

年度実施した都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業の事業実施状況について、都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施要領第 9 の規定により以下の通り報告します。

- 1 完了
- 2 中止（廃止）
- 3 その他

（注）

- 1 「完了」の場合は、本事業により作成した「まちづくりプラン」を添付すること。
- 2 「中止（廃止）」又は「その他」の場合は、事実を証する書類を添付すること。